

第72次兵庫県教育研究集会
プレフェスティバル子どもと親の劇場
スーホの白い馬

10月30日、稲美町文化会館コスモホールで劇団道化座による「子どもと親の劇場・スーホの白い馬」の公演がおこなわれた。今日は第72次兵庫県教育研究集会のプレフェスティバルとして、東播地区を中心に参加を呼びかけた。上演終了後には役者とともに劇の1シーンを再現する体験教室がおこなわれ、本物の舞台を体験する貴重な機会となつた。



日教組では、定期的に日教組本部弁護団会議を開催し、様々な日教組運動に関する法的アドバイスを受けている。今回は、「著作権の利用」をテーマにまとめて紹介する。

「著作物の複製権」について

○教員 先日、組合主催の研究会で報告をする際に、子どもの作文をコピー

子どもの作文を研究対象にする方法

○教員 研究会で子どもの作文を研究対象にする方法はないのか。

利用する場合の注意点

○教員 複製の目的が違う。学校の授業で使用する目的の場合は、著作権法で複製することが例外的に許されているからである。

○弁護士 学校の授業中に子どもの作文のコピーを他の子どもに配つて紹介することはできなかったが、どのように違うのか。

○弁護士 複製の目的が違う。学校の授業で使用する目的の場合は、著作権法で複製することが例外的に許されているからである。

○弁護士 今の話は著作物の複製権の問題である。子どもの作文は、作者である子どもを著作権者とする。

○弁護士 その後は「夫ではないか」と問い合わせたが、それが、それでも著作権の問題があるので駄目だと言われた。それ以來、著作権の問題は難しいと感じている。

して配布しようとしたが、運営担当者から「子どもと保護者の承諾がなければ配布は遠慮してほしい」という指摘があった。とても参考になる素敵な作文だったので、「研究会後にコピーを確実に回収するから大丈夫」と答えた。

○弁護士 その後は「夫ではないか」と問い合わせたが、それが、それでも著作権の問題があるので駄目だと言われた。それ以來、著作権の問題は難しいと感じている。

○弁護士 Web 参加が数人規模であれば可能だが、それ以上の多数になるとできない。

なぜならWeb会議システムで著作物を共有するときは、インターネット上で多くの人にむけて配信することになるからである。著作権法では、これを公衆送信と呼ぶが、當利を目的としなくても使用の対象範囲が広がるため、公衆送信はできないことになつて

する。学校教育では、著作権者の承諾なく授業教材や試験問題として著作物を利用することができ認められているので、普段は著作権をあまり意識していないかもしれないが、学校での教育利用は著作権法の例外である。

○弁護士 そうですね。この制度の特徴は、著作権者の承諾のもとに利用することである。

○弁護士 子どもの作文を研究会で利用する場合に個人情報や公務員の秘密保持の問題にも配慮しなくてはならない。作文中に子どもたちや家族のことをなど個人に関するセンシティブな情報が含まれていても問題あることがあります。

自動車共済

くるま通勤の方、必見!

自動車共済
「公務使用中」の事故は等級ダウンなし!

さらに、補償充実コース・6等級以上で

「通勤中」の事故も等級ダウンなし!

※「通勤中」は1共済期間中1回のみ。

■この広告は、教職員共済の自動車共済の概要を説明したものです。

■ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)をご覧いただき、制度内容をご確認ください。承21-56-02(2107) イメージキャラクターあむりん



10月22日、ラッセホールにて幼児教育部学習会が開催され、県内各地域組合より60人が参加した。外間知里幼児教育部長のあいさつの後、兵庫県尼崎総合医療センター小児科・石原剛広さんによる「発達特性の理解と関わりについて」と題した講演がおこなわれた。その後のグループ討議、全体交流を通じて、幼小中、それぞれのとりくみや思い、悩みを共有することができた。

幼児教育部 学習会
参加者アンケートより

援に繋がると思った立場で、違った目線で話ができてとても勉強になつた。どの校種も配慮が必要な子どもが増えてきており、学級の中での支援の仕方、保護者からの理解の得られ方に悩んでいることは同じだとわかった。だからこそ連携して子どもの姿の伝え合いを丁寧におこなつていくことが大切だと感じた。関わり方として、困ったことやよかつたことを共有し、実践に繋げていきたい

発行所 神戸市中央区中山手通4丁目10-8
兵庫県教職員組合
発行人 兵庫県教職員組合
代表者 戸卓也 健
編集人 森小林
電話 050(3538)2346
1部15円 年定価360円
(組合員の購読料は組合費の中に含む)

2022/11/01
No.2058

第49期青年部労働学校

日教組 弁護団コラムより
「著作物の利用について」

「著作物の利用について」

もできる。
○教職員 会場のスク

リーンに映すことができる
のなら、Web会議システムの画面上で作文を共有す

ることも可能と考えてい
のか。

○教職員 Web 参加が数人規模であれば可能だ
が、それ以上の多数になるとできない。

なぜならWeb会議シス
テムで著作物を共有するこ
とは、インターネット上で多
数の人々にむけて配信をす
ることになるからである。

著作権法では、これを公衆送信と呼ぶが、當利を目的としなくても使用の対象範囲が広がるため、公衆送信はできないことになつて

あんしん むすぶ
教職員共済自動車共済
「公務使用中」の事故は等級ダウンなし!

教職員のためにつくられた特色ある制度

【お問い合わせ・資料請求は】

厚生労働省認可

教職員共済生活協同組合
兵庫県事業所

TEL:078-221-9730

〒650-0004
神戸市中央区中山手通4-10-8 ラッセホール4F



まずはお気軽に
資料請求を♪



